

令和6年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：大磯町

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	83.6%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	57.6%
全職員	48.5%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	96.4%
本庁課長相当職	93.2%
本庁課長補佐相当職	95.6%
本庁係長相当職	93.6%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	86.8%
31～35年	87.5%
26～30年	92.0%
21～25年	86.5%
16～20年	94.7%
11～15年	87.2%
6～10年	87.7%
1～5年	85.2%

【説明欄】

【任期の定めのない常勤職員】

・育児休業取得者は女性職員のほうが多く、勤続年数別「1～5年」「6～10年」「11～15年」においては、部分休業により給与を減額された職員の100%が女性職員である。

・扶養手当や住居手当について、生計主体者や住居の契約者となっている男性に支給している場合が多く、扶養手当の受給者に占める男性の割合は93.6%、住居手当の受給者に占める男性の割合は83.4%である。

【任期の定めのない常勤職員以外の職員】

・相対的に給与水準の低い会計年度任用職員が82.0%を占め、かつその女性割合は83.0%であり、男性に比べ勤務時間が短い女性の割合が高いため、差異が大きくなっている。

(会計年度任用職員の男女の給与の差異:67.0%)

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1日目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。